

2025 年 9 月 26 日

WTO 設立 30 周年の岐路と日本の責任 —多角的通商体制の再構築に向けて—

助川成也 (Seiya Sukegawa)

2025 年、WTO 創設 30 周年を迎えたが、多角的交渉や紛争解決機能の不全により制度的危機が深刻化している。トランプ政権の一方的通商政策や国際機関からの離脱傾向が拍車をかける中、日本には自由貿易体制の再構築に向けた制度設計のリーダーシップが求められている。

<機能不全に陥る WTO：交渉も紛争解決も停止>

世界貿易機関 (WTO) が誕生してから 30 年——グローバルな自由貿易体制の柱として期待されたはずのその制度は、いま重大な制度的危機に直面している。本来ならば、多角的自由貿易体制の完成形としての WTO が、国際経済秩序において確固たる地位を築き、グローバルな繁栄の礎となっていたはずである。しかし現実には、それとは対照的な状況にある。すなわち、WTO は、交渉・履行・監視・紛争解決という本来の中核機能の多くが停止または形骸化し、制度的な機能不全に陥っている。その象徴が交渉機能と紛争解決機能の停止状態である。

自由貿易をより推進するはずの交渉機能について、ドーハ開発アジェンダ (DDA：ドーハラウンド) は、開発途上国と先進国の利害対立から、交渉は幾度となく暗礁に乗り上げ、2011 年以降、事実上凍結状態となっている。農業、工業製品、サービス、知的財産、電子商取引といった重要分野でルール形成が必要とされる中、分野別に有志国による交渉、いわゆるプルリラテラル交渉は継続・展開され、分野ごとの柔軟な合意形成 (flexible geometry) が進行中である。これらは全加盟国の合意を必要とせず、参加国間だけで発効・履行可能であることから、WTO 自体は多角的交渉という本来の中核機能を果たせていないものの、停滞する WTO の「交渉文化」や「制度形成の意欲」などモメンタムの維持に一定程度貢献している。実際、サービス分野では「国内規制に関する有志国合意」が GATS 附属書として 2023 年に正式に制度化されるなど、部分的だがルール形成の成果も出始めている。

しかし、より深刻なのは WTO の紛争解決制度である。とりわけ上級委員会の機能停止は致命的である。2019 年 12 月以降、米国が上級委員の新規任命を拒否し続けたことで、案件審理に携わる委員の最低人数 3 名を確保できず、現在は定数 7 名全員が空席という前例のない状態に陥っており、控訴審は完全に停止している。この状況は、

トランプ第一次政権によってもたらされ、バイデン政権においても任命拒否は継続され、そして第二次トランプ政権下でも改善の兆しは見えない。

こうした制度的空白は、最も WTO 的価値に背を向ける国に有利に働く。それは皮肉にも、かつて自由貿易体制の中心的存在で牽引役であった米国に、である。現在のトランプ政権は、WTO の紛争解決制度を「国家主権の侵害」とみなしている。また WTO ルール違反を承知で、恣意的かつ一方的な相互関税を実施している。「相互」という名称自体は、第二次世界大戦後のグローバリズムを追求してきた相互主義、互惠主義を想起させるが、実態は「相互性」の名を借りた一方的な圧力であり、高関税を突き付けることで交渉力を高め、相手国から一方的な譲歩を引き出す手法に他ならない。米国が相手国に与える待遇以上の貿易・投資上の譲歩を求めるものである。二国間取引の論理で各国に譲歩を迫る姿勢は、国際ルールに基づく WTO の精神とは相容れない。

その一方で、国際社会は WTO の機能不全に危機感を持っている。2024 年の G7 や G20 でも、WTO 改革に関する議論が交わされ、日本や EU は制度の透明性・迅速性・説明責任の向上によって改革を図るべきという立場をとる。一方で米国は WTO 紛争解決制度の根幹的理念（法の支配 vs 主権）そのものに不信感を抱いており、制度復活に向けた協調路線に乗る兆しは乏しく、米国の非協力的な姿勢が大きな障害となっている。

<米国抜きの秩序構築へ：CPTPP に学ぶ包摂的戦略>

このような中で注目すべきは、米国が国際的枠組みから離脱し、二国間交渉と力の論理による交渉を好む傾向を強めていることである。トランプ政権は既にパリ協定からの離脱を実施し、世界保健機構（WHO）や国連教育科学文化機関（UNESCO）からも脱退を表明した。WTO に関しても、正式な離脱こそないが、制度的手続きを無視し、ルールを軽視する「制度外行動」（例えば上級委員任命の拒否）を続けており、国際ルールに基づく通商秩序の根幹を揺るがしている。さらに、イラン核合意（JCPOA）、国連移民パクト、INF 全廃条約、Open Skies 条約、人権理事会など、制度的多国間主義への不信感が一貫して表明されてきた。

このような環境下では、米国の協力を前提とする WTO 改革は現実性を欠く。むしろ重要なのは、「米国抜きの WTO 秩序再構築」を想定し、その中で他の主要経済圏がルール形成を主導する体制を整えることである。そのための参考例が、CPTPP の成立である。

トランプ政権が TPP からの離脱を表明し、協定が空中分解するかに見えた 2017 年、日本は主導的に残存国間での再交渉を働きかけ、包括的・先進的 TPP（CPTPP）として枠組みの維持・再構築に成功した。この実績は、米国不在下でも高水準な自由貿易協定を制度化し得ることを証明した。WTO においても同様のアプローチが求められている。

アジア地域には、ASEAN＋X（マイナスエックス）と呼ばれる制度的枠組みが存在する。これは関係国を排除するのではなく、一部加盟国が先行的に協力を進め、残る加盟国は準備が整い次第、参加するという柔軟な設計である。これと同様に、WTO 改革においても、保護主義に傾倒した米国の同意が得られなくても、主要国・地域が先行

して WTO 制度改革を進め、米国が戻れる準備や環境が整い次第、再びの活動を歓迎することが現実的な対応である。重要なのは、米国が復帰できる「窓」を開けておく「開放性」である。

<WTO改革を主導する日本：制度をつなぐ国としての役割>

WTO 創設 30 年のこの節目に、GATT や WTO が推進する自由貿易の潮流に乗って経済発展を遂げてきた日本が果たすべき役割は大きい。日本は、単に自由貿易の恩恵を受けてきた国としてだけではなく、制度設計をリードするプレイヤーとしての自覚が求められる。日本が今後の世界貿易秩序において果たすべきは、「制度の空白を埋める橋渡し役」である。ASEAN、EU、インド、アフリカなど、米国とは異なる価値観や立場を持つ国々との協働を進め、多様なルール形成の「試み」を積み重ねることで、制度的正統性と機能性の再構築に寄与する必要がある。また、自由貿易の理念を共有する EU や ASEAN と連携し、日本が制度改革に向けたリーダーシップを採っていく必要がある。

自由貿易は、単なる市場拡大の手段ではなく、国際秩序の安定を支える制度的基盤である。WTO の機能回復とその発展には、制度の担い手としての明確な意思と行動が不可欠である。WTO30 年の節目に、日本こそが「制度をつなぐ国」として自由貿易体制を堅持する EU や ASEAN などと連携して貢献すべきである。日本の自由貿易体制の堅持に向けた努力は、必ずや日本への高い信頼感として戻ってくるであろう。

助川成也 (Seiya Sukegawa)

国土舘大学政経学部教授／泰日工業大学客員教授

九州大学大学院経済学府博士後期課程修了、博士（経済学）。
タイを中心とした東南アジア経済、FTA 等の通商戦略が専門。
1992 年より日本貿易振興機構（JETRO）に勤務し、タイ・バンコク事務所主任調査研究員、海外地域戦略主幹（ASEAN）など 20 年にわたり東南アジア関連業務に従事。
2017 年国土舘大学准教授、20 年より現職。

本稿に示された見解は、著者の見解であり、経済広報センターの立場を示すものではありません。

一般財団法人

経済広報センター

FAX: 03-6741-0032 E-mail: platform@kkc.or.jp
